

(エコ住宅の新築におけるトップランナー基準相当の基準)
省エネ住宅ポイント対象住宅基準(共同住宅等)

地域区分※1※2	断熱性能要件 (評価方法基準による断熱等性能等級、もしくは省エネルギー対策等級のいずれか)※4	断熱性能以外の要件 (対象となる住宅設備は別表に掲げる性能を有するものとする)
1地域 2地域 (I 地域 (I a、I b 地域)	等級4	以下の①～⑤のいずれかの仕様を満たすもの ① 高効率給湯機及び節湯水栓を採用する場合 ② 太陽熱利用システム及び節湯水栓を採用する場合 ③ 熱交換型換気を採用する場合 ④ 開口部において高断熱仕様の窓を有する場合※3 ⑤ 燃料電池を採用する場合
3地域 4地域 (II 地域 (III 地域)		以下の①～⑤のいずれかの仕様を満たすもの ① 高効率給湯機及び節湯水栓を採用する場合 ② 太陽熱利用システム及び節湯水栓を採用する場合 ③ 熱交換型換気を採用する場合 ④ 開口部において高断熱仕様の窓を有する場合※3 ⑤ 燃料電池を採用する場合
5地域 6地域 7地域 (IV 地域 (IV a、IV b 地域) (V 地域)		以下の①～④のいずれかの仕様を満たすもの ① 高効率給湯機及び節湯水栓を採用する場合 ② 太陽熱利用システム及び節湯水栓を採用する場合 ③ 燃料電池及び節湯水栓を採用する場合 ④ 開口部において高断熱仕様の窓を有する場合※3
8地域 (VI 地域)		以下の①～③のいずれかの仕様を満たすもの ① 高効率給湯機及び節湯水栓を採用する場合 ② 太陽熱利用システム及び節湯水栓を採用する場合 ③ 燃料電池及び節湯水栓を採用する場合

ただし、以下のいずれかに該当する場合は除外する。

- 1) ヒートポンプ方式によらない電気温水器を採用している場合
- 2) ヒートポンプ方式によらない電気暖房を採用している場合

※1 地域区分のうち、1～8地域は、「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」(平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第一号)の別表第4による。

※2 地域区分のうち、I～VI地域は、「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」(平成 18 年経済産業省・国土交通省告示第 3 号)の別表第1による

※3 開口部(玄関・勝手口ドアを除く。)の熱貫流率が1(I a)、2(I b)及び3(II)地域にあつては 1.90 以下、4(III)地域にあつては 2.91 以下、5(IV a)、6(IV b)及び7(V)地域にあつては 4.07 以下とする。

※4 平成 27 年 4 月 1 日以降の申請においても、断熱性能要件については省エネルギー対策等級相当の性能でも可能。

(エコ住宅の新築におけるトップランナー基準相当の基準)
省エネ住宅ポイント対象住宅基準(共同住宅等) 別表

対象設備		基準
太陽熱利用システム		強制循環式のもので、JIS A4112 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。(蓄熱槽がある場合は、JIS A4113 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。)
高 効 率 給 湯 機	電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)	JIS C9220 に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が 3.0 以上(ただし寒冷地仕様は 2.7 以上)であること。
	潜熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ)	給湯部熱効率が 94%以上であること
	潜熱回収型石油給湯機 (エコフィール)	連続給湯効率が 94%以上であること。
	ガスエンジン給湯機 (エコウィル)	JIS B8122 に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準(LHV 基準)で 80%以上であること。
	ヒートポンプ・ガス瞬間式 併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機)	熱源設備は電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器と併用するシステムで、貯湯タンクを持つものであり、電気ヒートポンプの効率が中間期(電気ヒートポンプの JIS 基準に定める中間期)の COP が 4.7 以上かつ、ガス機器の給湯部熱効率が 94%以上であること。
節湯水栓 ^{※1}		次の①②のすべての基準を満たすこと ①台所水栓において「手元止水機能(節湯 A1 ^{※2})」又は「水優先吐水機能(節湯 C1 ^{※2})」を有すること。 ②浴室シャワー水栓において「手元止水機能(節湯 A1 ^{※2})」及び「小流量吐水機能(節湯 B1 ^{※2})」を有すること。
熱交換型換気		熱交換効率が 65%以上の換気設備であること。
燃料電池 (エネファーム)		固体高分子形燃料電池については JIS 基準(JIS C8823:2008 小形固体高分子形燃料電池システムの安全性および性能試験方法)に基づく計測を行い、定格運転時における低位発熱量基準(LHV 基準)の発電効率が 33%以上(高位発熱量基準 HHV 基準で 30%相当以上)および LHV 基準の総合効率が 80%以上(HHV 基準で 72%相当以上)であること。ならびに、50%負荷運転時の LHV 基準の総合効率が 60%以上(HHV 基準で 54%相当以上)であること。 固体酸化物形燃料電池については、JIS 基準(JIS C8841:2010 小形固体酸化物形燃料電池システムの安全性及び性能試験方法)に基づく計測を行い、定格運転時における低位発熱量基準(LHV 基準)の発電効率が 40%以上(高位発熱量基準 HHV 基準で 36%相当以上)および LHV 基準の総合効率が 80%以上(HHV 基準で 72%以上)であること。ならびに、50%負荷運転時の LHV 基準の総合効率が 60%以上(HHV 基準で 54%相当以上)であること。

※1 「住宅・建築物の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準に関する技術情報」(独立行政法人建築研究所、協力:国土交通省国土技術政策総合研究所)に定義される節湯水栓を示す。

※2 一般社団法人日本バルブ工業会が定める節湯水栓の種類を示す。